

平成 21 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社フュージョンパートナー  
代 表 者 名 代表取締役社長 田 村 健 三  
                            (コード 4845 大証ヘラクレスG)  
問 合 せ 先 経営管理本部長 木下朝太郎  
  (TEL 03-6418-3960)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会の決議において、平成 21 年 9 月 29 日開催予定の第 23 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

(2) 継続的に企業価値を高め株主利益を向上させるためには、中長期的な視点に立った経営が求められることから、取締役の任期を 1 年から 2 年に変更するものであります。(現行定款第 19 条第 1 項)

また、これに伴い、現行定款第 43 条(剰余金の配当等の決定機関)を削除し、今後機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を第 7 条に新設するものであります。

(3) 補欠監査役の選任を毎年行う煩雑さを避けるため、補欠監査役の選任決議の効力を 4 年とするものであります。(変更案第 31 条第 3 項)

(4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><u>第7条 (株券の発行)</u><br/>当社は、株式に係る株券を発行する。</p>   | (削除)   |
| (新設)  | <p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u><br/>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>   |
| <p>第8条 (株式取扱規程)<br/>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>  | <p>第8条 (株式取扱規程)<br/>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>  |
| <p>第9条 (株主名簿管理人)<br/>(省略)<br/>2. (省略)<br/>3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> | <p>第9条 (株主名簿管理人)<br/>(現行どおり)<br/>2. (現行どおり)<br/>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> |
| <p>第19条 (任期)<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br/>2. (省略)</p>   | <p>第19条 (任期)<br/>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br/>2. (現行どおり)</p>   |
| <p>第31条 (任期)<br/>(省略)<br/>2. (省略)<br/><br/>(新設)</p>   | <p>第31条 (任期)<br/>(現行どおり)<br/>2. (現行どおり)<br/>3. <u>補欠監査役</u>の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>          |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <u>第43条（剰余金の配当等の決定機関）</u><br><u>当社は、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u> | (削除)  |
| 第44条～第46条（省略）   | 第43条～第45条（現行どおり）  |
| <u>附則第1条（実施）</u><br><u>この定款は、昭和62年2月17日から実施する。</u><br><u>この定款は、平成4年1月22日から一部改定のうえ実施する。</u><br>（以下省略）                  | (削除)  |
| (新設)  | <u>附則第1条</u><br><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u> |
| (新設)  | <u>附則第2条</u><br><u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</u>           |
| (新設)  | <u>附則第3条</u><br><u>附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって附則第1条から本条までを削るものとする。</u>  |

### 3. 日程

- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 21 年 9 月 1 日      |
| (2) 株主総会決議日 | 平成 21 年 9 月 29 日（予定） |
| (3) 効力発生日   | 平成 21 年 9 月 29 日（予定） |

なお、上記の内容については、平成 21 年 9 月 29 日開催予定の第 23 期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上